

第七十一号議案

東京都霊園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都霊園条例の一部を改正する条例

東京都霊園条例（平成五年東京都条例第二十二号）の一部を次のように改正する。
第二十四条第一項中「二千八十五円」を「二千二百九十二円」に改める。

別表第二中「二百七十五万八千円」を「二百八十三万九千円」に、「百七十八万七千円」を「百八十一万円」に、「九十万円」を「九十二万二千円」に、「十九万七千円」を「二十万一千円」に、「八十五万六千円」を「八十七万五千円」に、「九十一万円」を「九十三万二千円」に、「二十万七千円」を「二十一万一千円」に、「八十六万六千円」を「八十八万五千円」に、「二十九万五千円」を「二十九万九千円」に、「九十万九千円」を「九十二万九千円」に、「百六十四万九千円」を「百六十八万一千円」に、「五十九万四千円」を「五十九万九千円」に、「百五十八万二千円」を「百六十一万一千円」に、「九十五万三千円」を「九十六万三千円」に、「六十四万五千円」を「六十三万一千円」に、「七万八千円」を「七万九千円」に、「十三万円」を「十三万四千円」に、「九万一千円」を「九万四千円」に、「十二万八千円」を「十三万四千円」に、「十八万八千円」を「十九万四千円」に、「三十七万九千円」を「三十五万九千円」に改める。
別表第三中「六百六十円」を「七百円」に、「八百九十円」を「九百四十円」に、「二千九百二十円」を「三千九十円」に、「五千二百四十円」を「五千四百四十円」に改める。
別表第四中「千六百元」を「千七百元」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都霊園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

使用料等の上限額及び手数料の額を改定する必要がある。